

西合志東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。

いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

3 いじめの防止等のための組織の編成

「学校いじめ対策組織」の設置

— 役割 —

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割（情報集約担当者：主幹教諭（宮崎）をおく）
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応・方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等
- ⑤ P D C A サイクルでの検証を担う役割

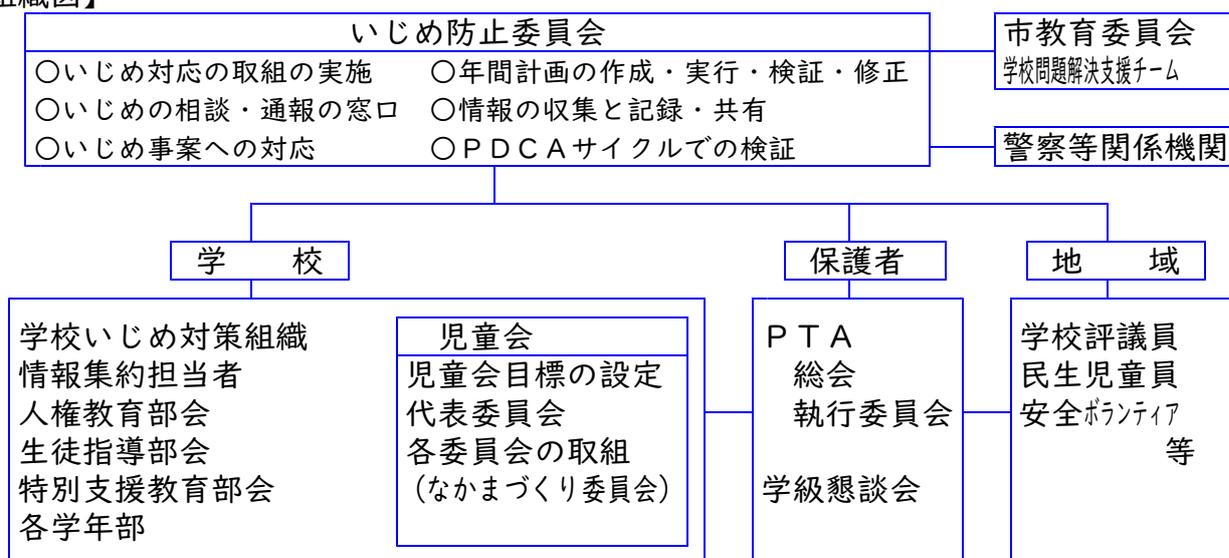
— 構成 —

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭とし、随時学級担任等から、実情に応じて決定する。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

また、必要に応じて、S S W、スクールサポーター等の専門家にもお願いする。

【組織図】



いじめの防止等のための具体的な取組

① いじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感あるいは、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことや、道徳の時間には命の大切さについての指導を行い。「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ・児童会活動の充実
 - ・あいさつ・ありがとうの取組
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・一人一人が活躍する学習活動
 - ・人とつながる喜びを味わう体験活動
- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育の充実
 - ・子どもたちが人を思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育み、多様なものの見方や考え方ができる授業の充実
- 教職員の児童理解の充実
 - ・校内研修や職員会議時に、児童理解の研修及び今日的課題の研修
- 保護者への支援及び啓発
 - ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知「くまもと『親の学び』プログラム」の実施
- 合志市教育委員会との連携
 - ・ことは教育の充実を進め、安心して過ごせる学校づくり
- 地域、他関係機関との連携

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見のために、多方面での手段を講じる。
 - ・学年会、いじめ不登校対策委員会の実施の充実
 - ・定期的な心のアンケートの実施
 - ・教育相談の実施
- P T Aや関係団体・機関と連携を図る。
 - ・「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の活用
 - ・SC、SSW等関係団体・機関との連携を図る。

③ いじめへの対処

- いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ・ 学年部や生徒指導部・学校いじめ対策組織で対応を協議し、全職員で共通理解し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ・ 学校側の取組についての情報を積極的に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす
- 合志市学校問題解決支援チーム会議の要請

4 重大事態への対処

① 重大事態の発生と調査

「重大事態の意味」

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事案への対処

- 重大事態が発生した場合、市教育委員会へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。
- 調査組織は、「学校いじめ対策組織」を母体として、合志市教育委員会と連携し当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。
- 調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- その他留意事項
事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

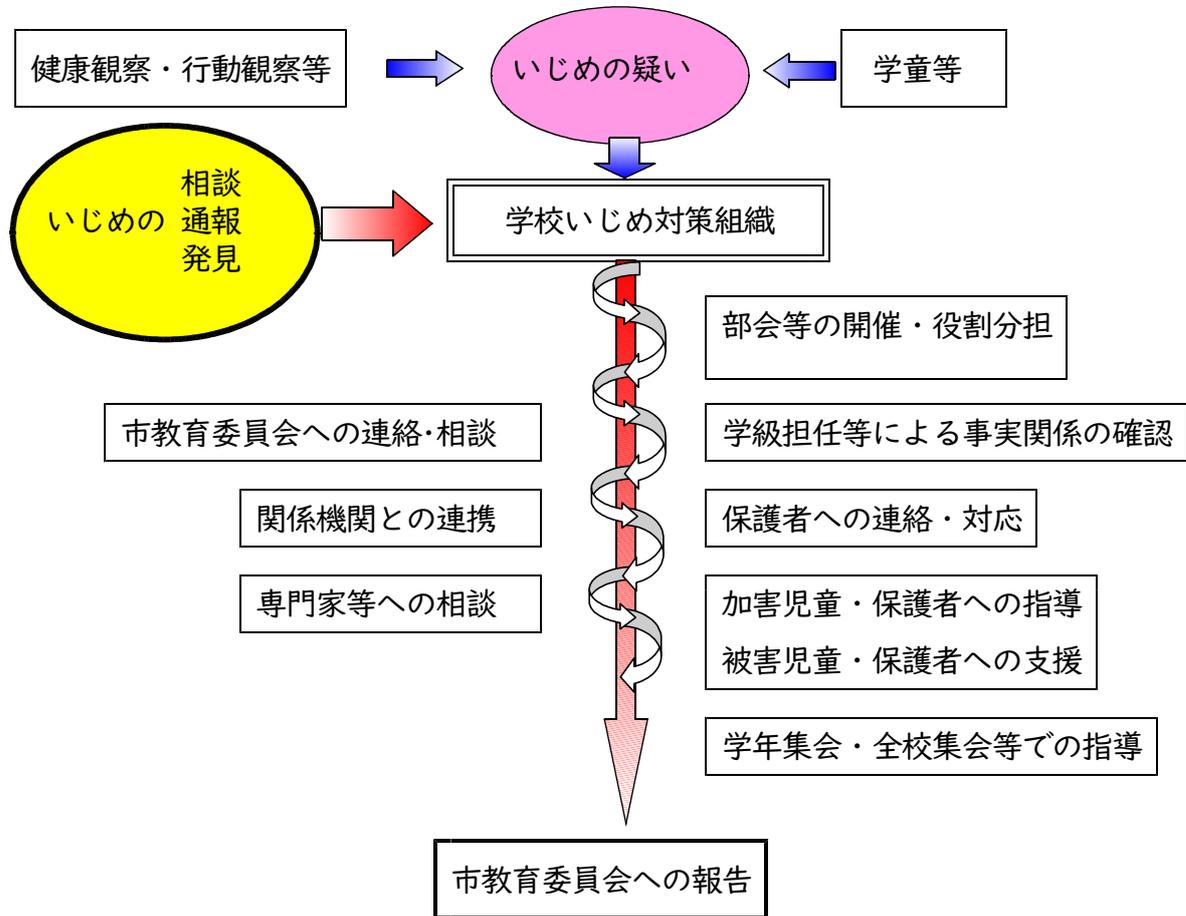
② 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- イ 調査結果の報告

(2) いじめへの対応について

通常対応

「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。



重大事態

